

特定健康診査等実施計画

巨樹の会健康保険組合

令和 6 年 4 月

I 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健保組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、6 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

この計画は、第 4 期令和 6 年度から令和 11 年度とする。

II 当健保組合の現状

当健保組合は、平成 28 年 4 月に設立された健康保険組合で、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、山口県、佐賀県に事業所が所在し令和 6 年 4 月時点で 20 の事業所が加入している。加入者数は約 13,000 人で、1 事業所あたりの平均被保険者数は、約 500 人である。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が 35.67 歳で、男女比では男性 36%女性 64%となっている。（令和 6 年 3 月末現在）

III 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

現在の特定健診・特定保健指導は内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることが目的となる。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、行動変容につながる保健指導を行う。

2. 特定健康診査の実施に係る留意事項当健保組合が主体となって特定健康診査を行いそのデータを管理する。

また、被扶養者に対する特定健康診査は、提携する委託施設での実施と併せ、集合契約の施設（健康保険組合連合会を通じて集合契約を結んだ全国の特定健康診査・特定保健指導の実施設）を活用できるよう受診券の配布を行うことで環境整備と受診促進を図っている。

3. 事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から当健保組合と事業主の共同事業として健康診査を行ってきたことから、当健保組合が引き続き主体となって行う（委託施設を含む）。

事業主が健康診断を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業主から受領する。

4. 特定保健指導の基本的考え方

特定保健指導の第一の目的は、生活習慣病予備群該当者を生活習慣病に移行させないことである。そのための特定保健指導では、対象者自身が特定健康診査の結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

IV 達成目標

特定健康診査の実施に係る目標

国で定めている単一健保の目標値が 90.0%となっているため、当組合の目標値も 90.0%とする。この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

※令和 4 年度実績で被保険者 96.3%、被扶養者 21%

目標実施率（%）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
被保険者	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
被扶養者	40.0	42.0	44.0	46.0	48.0	50.0
被保険者＋被扶養者	90.0	91.0	91.0	91.0	91.0	91.0

2. 特定保健指導の実施に係る目標

国で定めている単一健保の目標値が 60.0%となっているため、当組合の目標値も 60.0%とする。この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率（被保険者＋被扶養者）（人）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者	400	420	430	440	450	450
40 歳以上予想受診者	300	320	330	340	450	450
保健指導終了者数	240	252	258	264	270	270
実施率（%）	60	60	60	60	60	60

3. 特定健康診査等の実施の成果に係る指標

令和 6 年度において、平成 29 年度と比較したメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群の減少率を 25%以上とする（国の基本指針が示す全国目標に即して設定。特定健康診査等の実施成果を検証するための指標）。

V 特定健康診査等の対象者数

①特定健康診査被保険者（人）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者	3,150	3,220	3,250	3,300	3,300	3,300
目標実施率（%）	96.0	96.5	96.5	96.5	96.5	96.0
目標実施者数	3,024	3,107	3,136	3,185	3,185	3,185

被扶養者（人）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者	350	370	380	390	400	400
目標実施率（%）	40.0	42.0	44.0	46.0	48.0	50.0
目標実施者数	140	155	168	180	192	200

合計（被保険者＋被扶養者）

（人）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者	3, 500	3, 570	3, 630	3, 690	3, 700	3, 700
目標実施率（％）	90. 0	91. 0	91. 0	91. 0	91. 0	91. 0
目標実施者数	3, 150	3, 249	3, 303	3, 358	3, 367	3, 367

②特定保健指導被保険者＋被扶養者（人）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上特定健診 対象者	3, 500	3, 570	3, 630	3, 690	3, 700	3, 700
動機付け支援対象者	208	218	227	229	234	234
実施率（％）	60. 0	60. 0	60. 0	60. 0	60. 0	60. 0
実施者数	125	131	136	137	140	140
積極的支援対象者	192	202	203	211	216	216
実施率（％）	60. 0	60. 0	60. 0	60. 0	60. 0	60. 0
実施者数	115	121	122	127	130	130
保健指導対象者計	400	420	430	440	450	450
実施率（％）	60. 0	60. 0	60. 0	60. 0	60. 0	60. 0
実施者数	240	252	258	264	270	270

VI 特定健康診査等の実施方法

1. 実施場所

特定健康診査、特定保健指導については、当健保組合が直接契約する特定健康診査、特定保健指導実施の委託施設、集合契約の施設のいずれかにて実施する。

2. 実施項目

特定健康診査に必要な健診を実施項目とする。

3. 実施時期

実施時期は、通年を基本とする。

4. 委託の有無

特定健康診査

当健保組合が直接契約する特定健康診査実施の委託施設、集合契約の施設での受診が可能となるよう措置する。

特定保健指導

当健保組合が直接契約する特定保健指導実施の委託施設、集合契約の施設での受診が可能となるよう措置する。

5. 受診方法

特定健康診査

被保険者については、事業主の指定した特定健康診査実施の施設において受診する。

被扶養者及び任意継続被保険者は、特定健康診査実施の施設で、当健保組合から配布の受診券を提出、被保険者証を提示して特定健康診査を受診する。

特定保健指導

被保険者については事業主を通じて実施をする。被扶養者及び任意継続被保険者については当健保組合から利用券の配布を受け、特定保健指導実施の施設で利用券及び健診結果を提出、被保険者証を提示し、特定保健指導を受ける。

6. 健診費用の支払

特定健康診査、特定保健指導とも事業所との契約に基づく金額を健保組合が負担する。

7. 周知・案内方法

周知は、健保組合より事業所へ通知する。

8. 健診データの受領方法

健診のデータは、当健保組合が直接契約する健康診査実施の委託施設については、XMLデータにて各施設から当健保組合へ送付する。

集合契約の施設からは、代行機関である社会保険診療報酬支払基金を通じ電子データを随時受領する。

また、特定保健指導については健診結果と同様に受領するものとする。

なお、全ての健診・保健指導のデータは電子データで保存し保管年数は5年とする。

9. 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、健診結果をもとに対象者全員を保健指導の対象者とする。

VII 個人情報の保護

当健保組合は、個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び当健保組合が特定健康診査・特定保健指導を委託した施設は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、事務長とする。またデータの利用者は当健保組合職員に限る。

当健保組合が特定健康診査・特定保健指導を外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

VIII 特定健康診査等実施計画の公表・周知

各事業所の総務課へ計画書を送付し、内容の周知を図る。

IX 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年運用体制の見直しを検討する。

また、令和9年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合には目標値を見直すこととする。

以 上